Kobe University Repository : Kernel

PDF issue: 2026-11-12

<書評>Charles Goodhart, The Evolution of Central Banks

地主, 敏樹

(Citation)
国民経済雑誌,162(2):107-110

(Issue Date)
1990-08

(Resource Type)
departmental bulletin paper

(Version)
Version of Record

(JaLCDOI)
https://doi.org/10.24546/00174662

(URL)
https://hdl.handle.net/20.500.14094/00174662

KOBE UNIVERSITY

書　　評

Charles Goodhart, *The Evolution of Central Banks*

MIT Press, 1988, 205 pp.

地　主　敏　樹

I 序

著者の Charles Goodhart は，長年イングランド銀行においてエコノミストとして研究に従事し，近年に LSE の金融論の教授となった，英国屈指の金融論研究者である。理論にも精通していることは，彼の著わした金融論の上級テキストブックである *Money Information, & Uncertainty*[1] をみれば明らかであるが，彼の本領はむしろ金融史学者としての諸研究に発揮されているように思われる。本書は，中央銀行の存在意義への否定的見解に対する論駁の書である。最近の金融論のミクロ的基礎付けとなってきている「情報の経済学」の論理を駆使した，歴史的諸事実の再評価が期待される所である。

II 本書のテーマ

金融業への諸規制，特にその代表としての中央銀行は不要な公的介入であるとする Free Banking 派の主張に対して，中央銀行のミクロ的機能に話を絞って反論するのが本書のテーマである。豊富な史的事例，古典からの引用と「情報の経済学」に基づいた解釈とが，反論の武器となっている。

反論の大きな骨組みは以下のようなものである。

① 多くの経済主体にとって，各銀行の業容に関する情報はきわめて不完全であり，この情報の不完全性が決定的な「市場の欠陥」となっている。

② 預金者にとってのこの情報の不完全性が，銀行取り付けを発生させ銀行制度全体を揺るがせる根本的原因であり，それを防ぐために銀行業には「最後の貸し手」が必要である。

③ ところが，「最後の貸し手」にとっても同じ情報の不完全性が存在し，それが銀行行動にモラル・ハザードを発生させるために，対抗手段として各銀行の業務に関する規制・監督が必要となる。

1 Goodhart, C.A.E., *Money, Information and Uncertainty*, MACMILLAN, First edition in 1975, Second edition in 1989.

④ この規制・監督機能は，利害対立や権力濫用を生じさせ易いので，他の銀行と競合関係にあるコマーシャルベースの銀行に任せることはできない。

⑤ また，こうした規制・監督機能が有効に機能するためには，法的な裏付けが役立つ。

⑥ 従って，非営利・非競合的な中央銀行が法律によって設立されることが，望ましい。

III 内容紹介

彼の叙述は含蓄に富んでいるが，反面，脱線も多く論点の繰り返し等も散見されるので，前節に掲げた彼の主張の骨組みに沿って，内容をがなり大胆にまとめなおしてみたい。なお，参考の為に，彼の章立てを掲げておく。

Chapter 1. Introduction
Chapter 2. The Case for Free Banking
Chapter 3. The Key Role of Clearinghouse
Chapter 4. Bank Expansion and Fluctuation
Chapter 5. Information Inadequacy Leading to the Emergence of "Club"
Chapter 6. Private Insurance?
Chapter 7. Why Banks Need a Central Bank
Chapter 8. Summary and Conclusions
Appendix. Central Banks in Europe and Japan at the End of the 19th Century

まず，彼の攻撃対象の Free Banking 派の主張であるが2章にまとめられているわけではなく，3，4，6の各章にも散らばっており，その明確な全体像がつかみにくい。再構成してみると，以下の様なものであると考えられる。

① 一般の市場においては政府の介入は不要であり効率を落とすものでしかない。従って，銀行業における中央銀行の存在を正当化するには，銀行業になんらかの顕著な「市場の欠陥」がなければならない。

② 各銀行の業務内容に関する情報の不完全性は，私的機構によって対応しきれない程に決定的な「市場の欠陥」ではない。(1)健全な銀行であるとの名声（reputation）を獲得しようとする競争や，(2)情報公開，(3)手形交換所（clearinghouse）のチェック機能，(4)私的な預金保険機構といったもので対処し得る。

③ 中央銀行がなくても銀行制度が健全に運営された実例が過去に存在する。

④ 従って，公的な中央銀行は不要である。

この見解への Goodhart の反論は情報の不完全性の強さに依拠し，5章を中心として各章の対応する箇所に散らばっている。これらの反論を上記の Free Banking 派の

各論点に対応する形でまとめよう。

②—(1)Reputation の獲得競争：各行の reputation を絶え間なく精密に比較評価するための時間的余裕も知識も一般の人々にとっては無い上に，reputation そのものの公共財的性格が free rider を発生させてしまう。free rider を抑止する機構（同業者クラブあるいは中央銀行など）が必要となるのである。

②—(2)情報公開：その一定の効果は認められるが，顧客側の時間・知識の制約，中小銀行株式の市場の不完全性，銀行経営者側の不正情報提供の可能性等を考慮すると，情報の不完全性への対策としては不十分である。格付け機関などの独立機構を設立しても，評価基準が主観的にならざるを得ず，かつ情報入手に密接な対人関係が必要な以上，限界がある。

②—(3)手形交換所：同業者の集まりだから一般大衆と比較して情報の量・質の優位が認められるものの，そのチェック機能はハイリスク・ハイリターンの戦略でくぐり抜けることができるし，またマクロ的には経済全体のマネーサプライ・信用供与が景気循環を助長する方向に動くことをチェックできない。さらには，同業者クラブを結成して，過度にリスキーな銀行をチェックしてクラブから排除する場合，クラブのリーダーは同業者の中からは選ぶことができない。利害対立・権力濫用が発生し易いからである。リーダーをクラブのメムバーが選挙して外部者の中から選ぶか，法律によって中央銀行が設立されてその任につくかが主な選択肢となる。

②—(4)私的な保険機構：被保険者である銀行のモラルハザード的行動を防ぐには，監督・規制機能を持つことが必要であり，そのために必要な法的裏付けを得れば中央銀行とほとんど同じになってしまう。また，最近のアメリカのＳ＆Ｌ危機で顕在化したような被保険者の多くが同時に経営危機に陥ったような場合には，保険機構そのものが破綻してしまい，結局公共資金の援助が必要となることから，私的機構の限界は明らかである。

③　スコットランド・カナダ・スイスなどが，中央銀行なしで安定した銀行制度を持っていたことは事実である。しかし，三国ともに外国の中央銀行を「最後の貸し手」として利用していたことも明らかである。スコットランドは英国に，カナダは米国に，スイスはフランスにそれぞれ依存していたのである。

以上が彼の中心的な主張の要約である。このようにまとめてしまうと，彼の挙げている様々な史的事例が隠れてしまうのが残念である。規制が不備であれば銀行がどんなことをするか，同業者クラブのリーダー行による権力濫用の例や，他行の reputation への free rider の例など，現実に起こったことばかりだけに，鮮烈な印象を与えてくれる。

残りの章についても簡略に見ておこう。７章は５章への追加・補足的な内容をもち，

同業者クラブが重要な役割を果たす様々な業界の中でも，特に銀行業界には中央銀行という異例に強力な機構が必要な理由を考察している。その理由である銀行業の特殊性の根本が，銀行の支払決済機能にではなく，銀行のポートフォリオの特殊性＝資産の非市場性にあるとする彼独自の見解が展開される。補遺では，先進各国における中央銀行設立の経緯が簡略に説明される。自由な紙幣発行が chaos をもたらした例や，多くの国においてそもそもの中央銀行設立目的が国家財政への低利融資であったことなど，多くの興味深い事例が描かれている。

IV 評価・批判

Goodhart の論点で秀逸なのは，国家財政の為に設立された中央銀行が金融業全体のために役立つものとなってゆき，その過程で非競合的・非営利の機関にならざるを得なかったことの描写・説明であろう。「情報の経済学」に基づいた古典の再評価も興味深く読み得る。また，彼の描くところの規制の少なかった頃の金融業の様相を，現在進行中の金融自由化への警告ととることもできようが，読者は当時と今との距離を考慮にいれなければならない。例えば，民間主体による紙幣の自由発行などは，正貨の節約という目的が重要性を失った現在ではほとんど現実性を持っていない。

彼の論点で最も論争を惹起しそうなのが，銀行業の特殊性（中央銀行の存在を正当化するほどの）をその資産の非市場性に求め，支払決済機能の提供を史的偶然の産物と片付けて，信託業の方が決済に関しての比較優位をもつとする主張であろう。確かに，「情報の経済学」による金融論のミクロ的基礎においては，証券業などと比較としての銀行業の特殊性はその非市場性貸付に求められる。しかし，Bernanke (1983)[2] などの指摘する決済機能の経済全体への決定的重要性がなければ，代替的な貯蓄・貸付手段（機関）もある以上，たかが一産業のために中央銀行に代表されるような強い公的支持・介入は正当化できないのではないかと，評者には思われる。決済機能の重要性に関してはミクロ的な理解がまだ進んでいないことと，著者がミクロにこだわったあまりマクロ的な側面を軽視し過ぎたのではないかということが，この主張の背景に考えられる。信託業に決済機能を果させるというアイディアも，近年の市場性資産の価格の顕著な不安定性や1987年のポートフォリオ・インシュランスの失敗などを見せつけられた後では説得力に欠ける上に，ユニヴァーサル・バンキング化の進行は彼の問題意識そのものの重要性を低下させつつあるようにも思われる。

2 Bernanke, B.S. "Non-Monetary Effects of the Financial Crisis in the Propagation of the Great Depression," American Economic Review, Vol. 37, No. 3.